

鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、県立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 全日制の課程（楠隼高等学校及び学年による教育課程の区分を設けない全日制の課程（次項において「単位制による全日制の課程」という。）を除く。以下同じ。）のうち普通科の学区は、別表のとおりとする。

2 楠隼高等学校、全日制の課程のうち普通科を除く学科並びに単位制による全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程については、学区を設けないものとする。

（全日制普通科への入学）

第3条 全日制の課程のうち普通科へ入学（転入学及び編入学を含む。以下次項及び第3項第1号中同じ。）しようとする者は、その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所地の属する学区（以下「所属学区」という。）内の高等学校に志願しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、所属学区外の高等学校へ入学しようとする者又は次項第2号に規定する者が、次の各号のいずれかに該当する高等学校の全日制の課程のうち普通科へ入学しようとする場合は、当該各号に該当する高等学校に志願することができる。

（1） 当該年度の全日制の課程の募集定員が 120 人を超えない高等学校（次号に規定する高等学校を除く。）

（2） 熊毛学区及び大島学区内の高等学校

3 第1項の規定にかかわらず、全日制の課程のうち普通科へ入学しようとする者（前項に規定する者を除く。）で次の各号の一つに該当するものは、当該各号に定める学区内の高等学校に志願しなければならない。

（1） やむを得ない理由がある場合で、所属学区外の高等学校へ入学しようとする者 鹿児島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の許可を受けた学区

（2） 現に在学している中学校、これに準ずる学校、義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程又は卒業した中学校、これに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは前期課程を修了した中等教育学校の所在地の属する学区と所属学区とが異なる者 県教育委員会の指定を受けた学区

4 第1項及び前項の規定にかかわらず、次条の規定により全日制の課程のうち普通科へ入学しようとする者は、所属学区又は前項の規定により許可若しくは指定を受けた学区（以下「所属学区等」という。）以外の学区の高等学校に志願することができる。

（一定枠による全日制普通科への入学）

第3条の2 全日制の課程のうち普通科を置く高等学校（前条第2項第1号又は第2号の規定に該当する高等学校を除く。）の校長（以下「校長」という。）は、当該高等学校の募集定員の100分の5から100分の10までの範囲内で所属学区等が当該高等学校の属する学区以外の学区（以下「学区外」という。）である志願者について入学を許可できる数（以下「一定枠」という。）をあらかじめ定め、県教育委員会に報告するものとする。

2 校長は、一定枠を限度として学区外からの入学を許可することができる。ただし、前条第1項及び第3項の規定による受検者数が、当該高等学校の募集定員から一定枠を減じた数に満たない場合は、募集定員から当該受検者数を減じた数を限度として学区外からの入学を許可することができる。

（所属学区外への志願及び学区の指定）

第4条 第3条第3項第1号又は第2号の規定により、県教育委員会の許可又は指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

（1） 学区外高等学校入学志願許可申請書（別記第1号様式）1部又は高等学校入学志願学区指定申請書（別記第2号様式）1部

（2） 保護者の住民票の写し1部

（3） 前2号に定めるもののほか、県教育委員会が必要と認める書類

（教育長への委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

（平成31年3月19日公布）

別表（第2条関係）

県立高等学校全日制普通科の通学区域

学 区 名	所 属 学 校 名	通 学 区 域
鹿児島学区	鶴丸，甲南，鹿児島中央， 錦江湾，武岡台，松陽， <u>鹿児島東</u> ，鹿児島南， 伊集院， <u>串木野</u>	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，南さつま市（金峰学園）
南薩学区	<u>指宿</u> ， <u>頤娃</u> ， <u>加世田</u> ， <u>川辺</u>	指宿市，南九州市，枕崎市，南さつま市，鹿児島市（喜入中），日置市（吹上中）
北薩学区	川内，薩摩中央， <u>出水</u>	薩摩川内市（里中及び海星中を除く中学校），さつま町，出水市，阿久根市，長島町（獅子島中を除く中学校）
始良・伊佐学区	<u>大口</u> ， <u>蒲生</u> ，加治木，国分， <u>福山</u>	伊佐市，霧島市，始良市，湧水町，鹿児島市（吉田北中及び吉田南中），薩摩川内市（祁答院中），鹿屋市（輝北中）
大隅学区	曾於， <u>志布志</u> ，鹿屋， <u>垂水</u>	曾於市，志布志市，鹿屋市，垂水市，大崎町，東串良町，錦江町，南大隅町，肝付町
熊毛学区	<u>種子島</u> ， <u>種子島中央</u> ， <u>屋久島</u>	西之表市，中種子町，南種子町，屋久島町（金岳中を除く中学校）
大島学区	<u>大島</u> ， <u>大島北</u> ， <u>古仁屋</u> ， <u>喜界</u> ， <u>徳之島</u> ， <u>沖永良部</u> ， <u>与論</u>	奄美市，大和村，宇検村，瀬戸内町（与路中及び池地中を除く中学校），龍郷町，喜界町，徳之島町，天城町，伊仙町，和泊町，知名町，与論町
全県学区	すべての高等学校	三島村，十島村，薩摩川内市（里中及び海星中），長島町（獅子島中），屋久島町（金岳中），瀬戸内町（与路中及び池地中）
通学区域の欄中（ ）書きは，当該学校の通学区域に限るものとする。 開陽高等学校（全日制）及び楠隼高等学校は，学区を設けないものとする。		

附 則（平成22年3月30日教育委員会規則第7号）

- 4 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則別表の規程にかかわらず，平成17年3月31日現在大隅町立恒吉中学校区であった区域に係る学区及び平成22年3月31日現在垂水市立牛根中学校区であった区域に係る学区については，なお従前の例による。

附 則（平成31年3月19日）教育委員委員会規則第4号）

- 2 鹿児島県立高等学校通学区域に関する規則別表の規程にかかわらず，平成31年3月31日現在さつま町立薩摩中学校区であった区域に係る学区については，なお従前の例による。

※ 表中下線を付した学校（募集定員が120人以下の高等学校，熊毛学区及び大島学区の高等学校）は「一定枠」がなく，学区外からの受検が可能である。

鹿児島市立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿児島市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 普通科の学区は、別表のとおりとする。

2 普通科を除く学科の学区は、鹿児島県全域とする。

（普通科への入学）

第3条 普通科の高等学校への入学（転入学及び編入学を含む。以下同じ。）を志願することができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が普通科の学区内に住所を有する者
- (2) その保護者が普通科の学区外に住所を有する者で、教育委員会がやむを得ない理由があると認めて許可したもの（次号に掲げる者を除く。）
- (3) その保護者が普通科の学区外に住所を有する者で、現に在学している中学校又は卒業した中学校の所在地が普通科の学区内にある場合において、教育委員会から普通科の学区の指定を受けたもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に該当しない者は、次条の規定により普通科の高等学校への入学を志願することができる。

（一定枠による普通科への入学）

第3条の2 普通科を置く高等学校の校長（以下「校長」という。）は、当該高等学校の募集定員の100分の5から100分の10までの範囲内で学区外である志願者について入学を許可できる数（以下「一定枠」という。）をあらかじめ定め、教育委員会に報告するものとする。

2 校長は、一定枠を限度として学区外からの入学を許可することができる。ただし、前条第1項の規定により入学を志願した者のうち、入学者選抜のための学力検査を受検した者の数が、当該高等学校の募集定員から一定枠を減じた数に満たない場合は、募集定員から当該受検者数を減じた数を限度として学区外からの入学を許可することができる。

3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定に基づき中等教育学校に準じた中高一貫教育を行う併設型高等学校に係る前項の規定の適用については、同項ただし書中「一定枠」とあるのは「一定枠及び併設型中学校からの入学者数の合計数」と、「当該受検者数」とあるのは「当該受検者数及び併設型中学校からの入学者数の合計数」とする。

（学区外からの志願）

第4条 第3条第1項第2号又は第3号の規定により、教育委員会の許可又は指定を受けようとする者は、次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 学区外高等学校入学志願許可申請書（様式第1）又は高等学校入学志願学区指定申請書（様式第2） 1部
- (2) 保護者の住民票の写し 1部
- (3) 前各号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表（第 2 条関係）

鹿児島市立高等学校全日制普通科の通学区域

	所 属 学 校 名	通 学 区 域
普 通 科 の 学 区	鹿児島玉龍高等学校	鹿児島市，日置市，いちき串木野市，南さつま市（金峰学園校区に限る。）三島村，十島村，薩摩川内市（里中学校区及び海星中学校区に限る。），長島町（獅子島中学校区に限る。），屋久島町（金岳中学校区に限る。）及び瀬戸内町（与路中学校区及び池地中学校区に限る。）の中中学校区

鹿屋市立高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、鹿屋市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 高等学校の普通科（以下「普通科」という。）の学区は、鹿屋市、垂水市、曾於市、志布志市、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、大崎町、三島村、十島村、薩摩川内市（里中学校区、上甕中学校区、海陽中学校区、海星中学校区及び鹿島中学校区に限る。）、長島町（獅子島中学校区に限る。）、屋久島町（金岳中学校区に限る。）及び瀬戸内町（与路中学校区及び池地中学校区に限る。）とする。

2 普通科を除く高等学校の学科の学区は、鹿児島県全域とする。

（普通科への入学）

第3条 普通科へ入学（転入学及び編入学を含む。）を志願できる者は、その保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）の住所地が普通科の学区内にある者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、普通科へ志願することができる。

(1) やむを得ない理由があると鹿屋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認め、志願の許可を受けた者

(2) 前号に掲げるもののほか、その保護者の住所が普通科の学区外にある者で、現に在学している中学校又は卒業した中学校の所在地が学区内にある場合において、教育委員会の指定を受けたもの

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定にかかわらず、その保護者の住所が普通科の学区外にある者も、普通科へ志願することができる。この場合における入学許可数は、普通科の募集定員の100分の10を超えないものとする。ただし、学区内からの受検者数が普通科の募集定員の100分の90に満たない場合の入学許可数は、普通科の募集定員から学区内の受検者数を減じた数を限度とする。

（学区外からの志願）

第4条 前条第2項第1号又は第2号の規定により、教育委員会の許可又は指定を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 学区外高等学校入学志願許可申請書（別記第1号様式）又は高等学校入学志願学区指定申請書（別記第2号様式） 1部

(2) 保護者の住民票の写し 1部

(3) 前2号に定めるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

（委任）

第5条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

指宿市立指宿商業高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、指宿市立指宿商業高等学校の通学区域に関し必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第2条 指宿市立指宿商業高等学校の通学区域は、県全域とする。

（その他）

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

出水市立出水商業高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、出水市立出水商業高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 高等学校の学区は、原則として鹿児島県全域とする。

（県外からの志願）

第3条 県外から高等学校を志願する者は、県外公立高等学校志願についての証明書（別記様式）を提出するものとする。

（その他）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

霧島市立国分中央高等学校通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、霧島市立国分中央高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学区）

第2条 高等学校の学区は、鹿児島県全域とする。

（県外からの志願）

第3条 県外から高等学校を志願する者は、県外公立高等学校志願についての証明書（別記様式）を提出するものとする。

（教育長への委任）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。